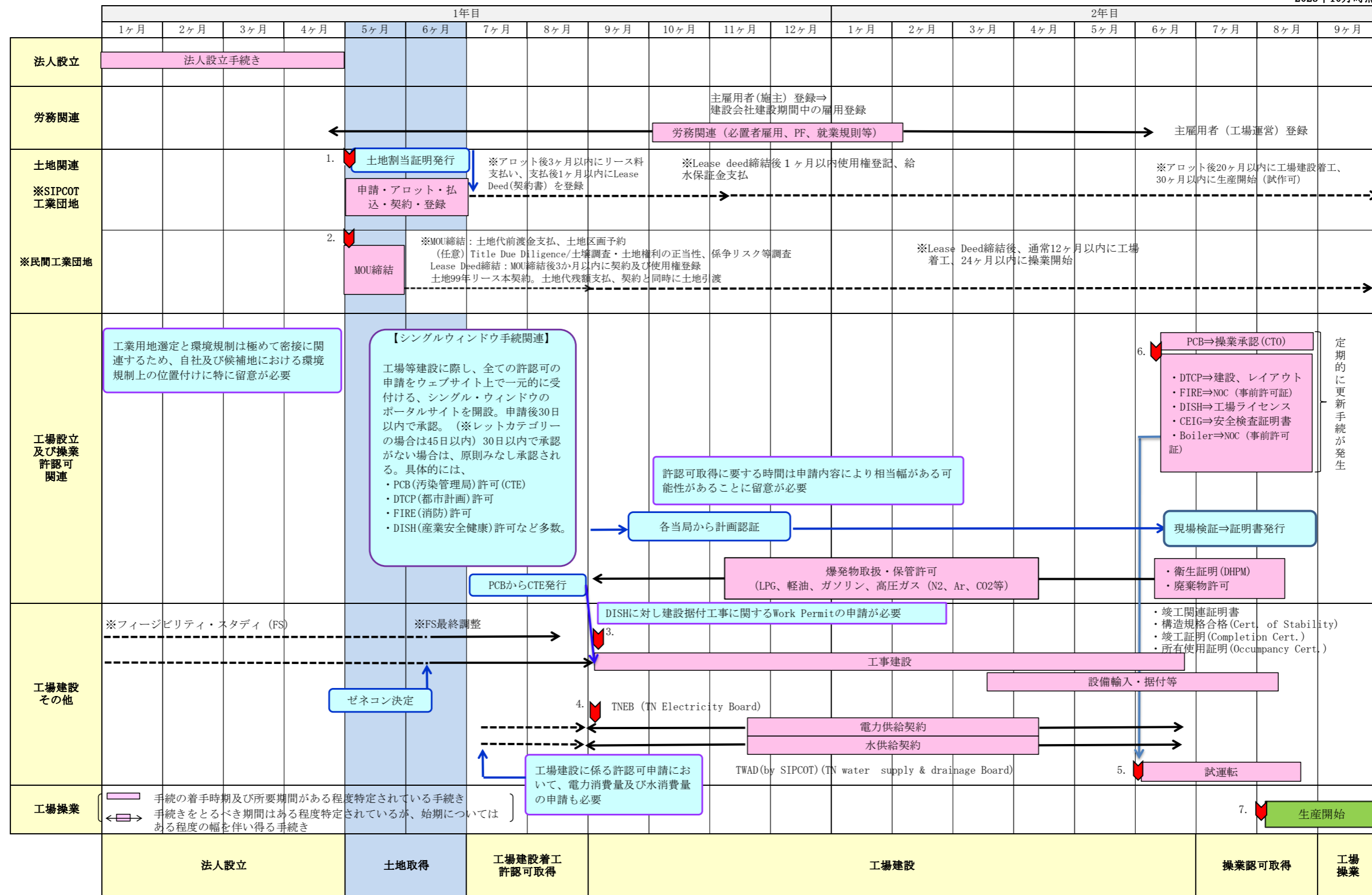


工場設立フローチャート（タミル・ナドゥ州）（自動承認ルート業種、非公開会社形態、シングルウィンドウ利用）



(手続間の前後関係等について)

- 原則、現地法人が設立後でないことSIPCOT工業団地から土地のアロットを受けられない。工場設立に係る許認可申請の前提として、SIPCOTからアロットメント・レターを取得している必要あり。
- 民間工業団地の場合は、上記1. の手続きが不要にてスケジュールが短縮可能。
- 工場建設着工のためには、DTCP、消防局、DISH、CEIG、ボイラー検査官及びPCBの許可が必要。
- 電力供給契約締結に先立ち、CTEの取得及び土地契約(Lease Deed)の登録が完了している必要あり。
- 試運転については、設備据付調整ということで実施することができるが、一時的な電気、水、その他燃料類使用のための申請手続が必要。
- CEIGによる受電設備安全検査証明書(safety Certificate)発行⇒TNEBによる通電承認⇒電力契約締結へ。
- 工場ライセンス及びCTOの取得をもって、商業生産開始が可能となる。

【利用上の注意】

- 本資料は、チェンナイで工場設立を検討している企業の参考となるよう、工場設立までに必要な手続、所要期間等のみを大まかにイメージを示すことを目的として作成したもので、所要期間等については企業の属性や置かれた状況等により相当の幅があり、本資料で示されている所要期間をもって必ずしも手続が完了することを意味するものではありません。なお、所要期間に関しては、季節要因(雨季の到来等)等の要因によっても大きく変動し得ることに併せて留意が必要です。
- 本資料で示されている行政手続は必ずしも網羅的ではなく、企業の属性や置かれた状況等によって、更に必要な行政手続が発生する可能性があります。
- 本資料では、原則として、各種手続等を行うための準備行為や事前調査等の期間については考慮していません。
- 本資料の著作権は、ジェトロ及びチェンナイ日本商工会進出企業支援委員会に帰属しますので、無断掲載はご遠慮ください。なお、本内容に関連して利用者が不利益を被る等の事態が生じたとしても、ジェトロ及びチェンナイ日本商工会進出企業支援委員会では一切の責任を負いかねますので、御了承下さい。